

施 運 第 8 0 2 号
平成 2 7 年 1 月 2 0 日

各関係団体の長 様

北海道保健福祉部福祉局施設運営指導課長

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の公布について
保健福祉行政の推進につきましては、日頃からご協力いただき厚くお礼申し上げます。
さて、標記省令につきましては、別添のとおり官報公布されましたのでお知らせします。
つきましては、平成 2 7 年 4 月 1 日からの円滑な施行に向けてご協力いただきますよう
よろしくお願い申し上げます。
なお、道内各事業所等には、総合振興局（振興局）を通じ周知しておりますので、申
し添えます。

担当：事業指定グループ （主査：中瀬） TEL 011-231-4111 (内線) 25-226 FAX 011-232-1097
--

事務連絡
平成27年1月16日

都道府県
各指定都市 介護保険主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省老健局老人保健課
高齢者支援課
振興課

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の公布について

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

先般の社会保障審議会介護給付費分科会（以下「分科会」という。）におきまして、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の改正案に係る答申等を得られたところです。

本日、当該改正内容のうち、平成27年4月1日から施行される部分を盛り込んだ「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年厚生労働省令第4号。以下「改正省令」という。）が官報公布されました。

貴県又は貴市におかれましては、管下市町村又は事業所等への周知を徹底し、平成27年4月1日からの円滑な施行に向けてご協力頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、分科会において答申等が得られた改正内容のうち、本改正省令に盛り込まれていない「平成27年4月1日施行分」につきまして、来週中に官報公布することを予定しております。また、「平成27年4月1日後施行分」については、平成27年度中の官報公布を予定しています。引き続き、分科会の動向とともに、ご留意頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

官報

(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

(条 約)

○原子力損害の補完的な補償に関する条約(一)

(省 令)

○介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(厚生労働四)

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準及び厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令の一部を改正する省令(同五)

○児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(同六)
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同七)
○エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(経済産業一)

○土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令(国土交通二)

(告 示)

○有線テレビジョン放送等の受信に影響を与えることが検知されないための技術的条件を定める件の一部を改正する件(総務七)

○原子力損害の補完的な補償に関する条約の日本国による受諾に関する件(外務八)

○厚生労働大臣が定める現物給与の額の一部を改正する件(厚生労働五)

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件(同六)

○国立感染症研究所試験検査依頼規程の一部を改正する件(同七)

○国立感染症研究所製品交付規程の一部を改正する件(同八)

○土砂災害防止対策基本指針(国土交通三五)

(官庁報告)

財 政
平成二十七年地方税制改正等に関する地方財政審議会意見(総務省)
国家試験
平成二十六年秋期情報処理技術者試験合格者(経済産業省)

(公 告)

諸事項

裁判所
破産、免責関係
特殊法人等
独立行政法人製品評価技術基盤機構計量法第一四三条第二項の規定に基づく登録、独立行政法人都市再生機構、平成二十六年度マンション管理士試験合格者関係
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達関係
会社その他
会社決算公告

本号で公布された法令のあらまし

三 〇原子力損害の補完的な補償に関する条約(条約第一号)(外務省)
この条約は、締約国間で補完的な資金調達の制度を設けることや、事故発生国に裁判管轄権が専属すること等を定めるものであり、前文、本文二七箇条及び未文並びにこの条約の不可分の一部を成す附属書から成る。その概要は、次のとおりである。
一 この条約は、ウィーン条約若しくはパリ条約のいずれかを実施する国内法令又は条約の附属書の規定に適合する国内法令に従って設けられる各締約国の賠償又は補償の制度を補完することを目的とする。条約の制度は、締約国の領域内に所在し、平和的目的のために使用される原子力施設の実業者が責任を負う原子力損害に適用する。(第二条関係)
二 一の原子力事故当たりの原子力損害に関する賠償又は補償については、施設国は、三倍SDR、又は三倍SDR以上の金額であって原子力事故に先立ついずれかの時点において寄託者に明示するもの等が利用可能であることを確保し、また、この金額に加え、締約国は、第四条に規定する計算式に従って公的資金を利用可能とする。これらに基づく原子力損害の賠償又は補償は、国籍、住所等による差別なく、公平に分配される。(第三条及び第四条関係)
三 第三条に規定する資金は、締約国の裁判所が管轄権を有することを条件として、締約国の領域内において生ずる原子力損害や締約国の領海を越える海域又はその上空において生ずる一定の原子力損害等に使用する。(第五条関係)
四 自国の裁判所が管轄権を有する締約国は、原子力事故により生ずる損害が第三条の規定に従って利用可能とされる金額を超え、又は超えることが見込まれ、かつ、第三条の規定に基づく拠出金が必要となる可能性があると認める場合には、他の締約国に対し当該原子力事故について直ちに通報する。(第六条関係)

第四十条第三項中「基準該当介護予防訪問介護（指定介護予防サービス等基準第四十一条第一項に規定する基準該当介護予防訪問介護をいう。以下同じ。）の事業」を「法第十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（旧法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護及び基準該当介護予防サービス（法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスをいう。以下同じ。）に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に、同項及び同条第二項に規定する人員に関する基準」を「市町村の定める当該第一号訪問事業の人員に関する基準」に改める。

第四十二条第二項中「基準該当介護予防訪問介護の事業」を「第四十条第三項に規定する第一号訪問事業」に、「指定介護予防サービス等基準第四十三条第一項に規定する設備に関する基準」を「市町村の定める当該第一号訪問事業の設備に関する基準」に改める。

第四十五条第三項中「指定介護予防サービス等基準」を「指定介護予防サービス等の事業の人員設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）」に改める。

第五十九条中「維持回復」の下に「及び生活機能の維持又は向上」を加える。
第六十条第五項中「第一百七十一条第一項」を「第一百七十一条第十項」に、「指定複合型サービス（指定地域密着型サービス基準第七十条に規定する指定複合型サービスをいう。）を「指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第七十条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）」に改める。

第七十五条中「宮むことができるよう」の下に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。
第八十条に次の一号を加える。
五 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議（次条第一項に規定する訪問リハビリテーション計画又は第五十五条第一項に規定する通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第八十二条第二項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議をいう。以下同じ。）の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。

第八十一条に次の一項を加える。
五 指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者（第一百一十一条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合には、第五十五条第一項から第四項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第九十二条中「宮むことができるよう」の下に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。
第九十三条第一項第三号中「指定介護予防通所介護事業者（以下同じ。）を「法第十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業（旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者」に、「指定介護予防通所介護（指定介護予防サービス等基準第九十六条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下同じ。）の事業」を「当該第二号通所事業」に、「指定介護予防通所介護」を「当該第一号通所事業」に改め、同条第八項中「指定介護予防通所介護事業者」を「第一項第三号に規定する第一号通所事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防通所介護の事業」を「当該第一号通所事業」に、「指定介護予防サービス等基準第九十七条第一項から第七項までに規定する人員に関する基準」を「市町村の定める当該第一号通所事業の人員に関する基準」に改める。

第九十五条第四項中「指定介護予防通所介護事業者」を「第九十三条第一項第三号に規定する第一号通所事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防通所介護の事業」を「当該第一号通所事業」に、「前二項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。
四 前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が第一項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの内容にあっては、指定都市又は中核市の市長（以下同じ。）に届け出るものとする。

第九十六条の二第二項第五号中「次条において準用する第三十七条第二項」を「前条第二項に改め、同条を第九十六条の三とし、第九十六条の次に次の一条を加える。
（事故発生時の対応）
第九十六条の二 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
二 指定通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
三 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
四 指定通所介護事業者は、第九十五条第四項の指定通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第一項及び第二項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。
第九十五条中「第三十八条まで」を「第三十六条の二まで、第三十八条」に、「二十九条」を「第二十九条」に改める。

第九十五条の三第一項中「宮むことができるよう」の下に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。
第九十五条の七に次の一項を加える。
四 前項ただし書の場合（指定療養通所介護事業者が第一項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの内容に提供した場合には、当該指定療養通所介護事業者に係る指定を行った都道府県知事（指定都市及び中核市にあつては、指定都市又は中核市の市長（以下同じ。）に届け出るものとする。）に、「指定介護予防サービス等基準第九十六条の二」を「指定介護予防サービス等基準第九十二条」に改め、同条を「市町村の定める当該第一号通所事業の人員に関する基準」に改める。

第九十六条の二第二項第六号中「第三十七号第二項」を「第二百四十二条の二第二項」に改める。
第九十六条の二の二に、「療養通所介護従業者」を「とあるのは「療養通所介護従業者」と、第二百四十二条の二第四項中「第九十五条第四項」とあるのは「第九十五条の七第四項」に改める。
第九十六条第一項第三号中「指定介護予防通所介護（指定介護予防サービス等基準第九十二条第一項第一号ロに規定する第一号通所事業（旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護及び基準該当介護予防サービスに相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に、「基準該当介護予防通所介護」を「当該第一号通所事業」に改め、同条第七項中「基準該当介護予防通所介護の事業」を「第一項第三号に規定する第一号通所事業」に、「指定介護予防サービス等基準第九十二条第一項から第六項までに規定する人員に関する基準」を「市町村の定める当該第一号通所事業の人員に関する基準」に改める。

第九十六条第四項中「基準該当介護予防通所介護の事業」を「第九十六条第一項第三号に規定する第一号通所事業」に、「指定介護予防サービス等基準第九十四条第一項から第三項までに規定する設備に関する基準」を「市町村の定める当該第一号通所事業の設備に関する基準」に改める。
第九十六条中「第三十八条の二から第三十八条まで」を「第三十六条の二、第三十八条」に改める。

第百十條中「営むことができるよう」の下に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。
 第百十四條に次の一号を加える。
 四 指定通所リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。
 第百十五條に次の一項を加える。

6 指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者受病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合には、第八十條第一項から第四項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、第一項から第四項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
 第百二十四條第二項中「（指定都市及び中核市にあっては、指定都市又は中核市の市長、以下同じ）」を削る。
 第百三十八條に次の一項を加える。

2 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等基準第二條第一項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。）の介護支援専門員が、緊急に指定居宅介護支援を受けなければならない場合があることに対し、居宅サービス計画において位置付けられていない指定短期入所生活介護を提供する場合であつて、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあつては、前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定短期入所生活介護を行うことができるものとする。
 第百四十條の二十六中「若しくは」を、「」に改め、「指定認知症対応型通所介護事業所をいう。」の下に「若しくは指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三條第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）」を加える。
 第百四十條の三十二中「看護職員」との下に、「第百三十八條第二項中「静養室」とあるのは「静養室等」とを加える。
 第百四十三條第一項第四号イ中「平方メートル」の下に「以上」を加える。
 第百七十四條第三項を削る。
 第百七十五條第二項第二号イ中、「利用者」の下に「の数を加え、のうち要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成十一年厚生省令第五十八号、以下「認定省令」という。）第二條第一項第二号に規定する要支援状態区分に該当する者の数」を「の数の十分の三を乗じて得た数の合計数」に改め、「並びに介護予防サービスの利用者のうち認定省令第二條第一項第一号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が十又はその倍数を増すことに」を削る。

第百八十條を次のように改める。
 第百八十條 削除
 第百九十一條の第三項第八号及び第九十二條の十一第二項第十号を削る。
 第百九十二條の十二中「第百七十九條から第百八十四條まで」を「第百七十九條、第百八十一條から第百八十四條まで」に改める。
 第百九十一條の見出し中「確保」の下に「並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等」を加え、同条に次の一項を加える。
 2 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽に努め、指定福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。
 （指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）
 第三條 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）の一部を次のように改正する。
 目次中「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

本則（第六十四條第三項、第六十五條、第六十七條第十項、第六十七條第二項及び第七十三條を除く。）中「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に、「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改める。
 第三條第四号中、「第二十六條」を削り、「第三十八條（第十八條、第六十一條）を「第三條の三十八條（第十八條）」に改め、「第二十六條」を削り、「第三十八條（第十八條、第六十一條）を「第三條の三十八條（第十八條）」に改め、「第二十六條」を削り、「第三十八條（第十八條、第六十一條）を「第三條の三十八條（第十八條）」に改め、同条第五号中「及び第二項」の下に「居室に係る部分を除く。」を加える。
 第三條の四第二項中「又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第五條第二項のサービス提供責任者を削り、同条第五項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の下に「同一敷地内」を加え、併設されている。」を「ある。」に改め、同項第五号中「第六十三條第六項第一号」を「第六十三條第六項」に改め、同項第六号中「第六十三條第六項第二号」を「第六十三條第六項」に改め、同項第七号中「第六十三條第六項第三号」を「第六十三條第六項」に改め、同条第九項中「第二十四條」を「第三條の二十四」に改め、同条第十二項中「同条第一項第一号イ」を「同条第四項」に改める。
 第三條の二十一第二項中「行う」とともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。
 第三條の三十二第二項ただし書中「又は指定夜間対応型訪問介護事業所」を、「指定夜間対応型訪問介護事業所又は指定訪問看護事業所」に、「定期巡回サービス、随時対応サービス又は随時訪問サービス」を「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」に改める。
 第四十一條中「営むことができるよう」の下に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。
 第四十四條第四項中「第三項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。
 4 前項ただし書の場合（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が第一項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出るものとする。
 第四十六條第一項中「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」を「又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所において共同生活介護（法第八十九條又は法第八條の第二十五項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）」に改め、「指定地域密着型介護老人福祉施設」の下に「においては施設」を加え、同条第二項中「指定居宅サービス」の下に「以下同じ」を、「指定介護予防サービス」の下に「以下同じ」に改め、「指定地域密着型介護予防サービス」を「介護保険施設」の下に「法第八條第二十四項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。」を加える。
 第五十九條の次に次の一項を加える。
 （事故発生時の対応）
 第五十九條の二 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
 2 指定認知症対応型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
 3 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
 4 指定認知症対応型通所介護事業者は、第四十四條第四項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第一項及び第二項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。
 第六十條第二項第五号中「次条において準用する第三條の三十八第二項」を「前条第二項」に改める。
 第六十一條中、「第三條の三十八」を削る。

第六十三條第六項中「指定小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている」を「次の表の上欄に掲げる」に、「当該各号」を同表の中欄に改め、「ときは」の下に「同表の下欄に掲げる」を加え、同項各号を削り、同項に次の表を加える。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七條第一項第四号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限り。）	介護職員
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	看護師又は准看護師

第六十四條第一項ただし書中「若しくは」を「」に改め「を含む」の下に「若しくは法第六百十五條の四十五第一項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第一号二に規定する第一号介護予防支援事業を除く。）」を加え、同条第三項中「指定複合型サービス事業所」の下に「（第六百七十三條に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）」を加える。
第六十六條第一項中「二十五人」を「二十九人」に改め、同条第二項第一号中「十五人」の下に「登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じた、次の表に定める利用定員」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

第七十二條第二項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。
第八十六條中「第六十三條第六項各号」を「第六十三條第六項」に改める。
第九十三條第一項に次のただし書を加える。
ただし、指定認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の事情により指定認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、一の事業所における共同生活住居の数を三とすることができる。

第九十一條中「地域密着型介護予防サービス」を「指定地域密着型介護予防サービス」に改める。
第九十二條第四項中「第九條第二項から第六項まで」を「第三條の七第二項から第六項まで」に改める。
第九十五條を次のように改める。
第九十五條 削除

第九十八條第二項第九号を削る。
第九十八條第四項中「指定介護老人福祉施設」の下に「指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第八項第一号及び第十七項、第九十三條第一項第六号並びに第六十條第一項第三号において同じ。）」を加え、同条第八項第一号中「指定介護老人福祉施設」の下に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加え、同条第十二項中「指定介護予防サービス等基準」を「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成

十八年厚生労働省令第三十五号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）に改め、同条第十三項中「若しくは指定介護予防サービス等基準第九十七條第一項に規定する指定介護予防通所介護事業所」を削り、同条に次の一項を加える。

17 第一項第一号の医師及び同項第六号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である指定地域密着型介護老人福祉施設であつて、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあつては、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。この場合に於て、介護支援専門員の数は、同号の規定にかかわらず、一以上（入所者の数が百又はその端数を増すことに一を標準とする。）とする。
第九十三條第二項第六号ただし書中「指定介護老人福祉施設」の下に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加える。
第九十四條第六号中「第三十七條第二項」を「第三條の三十六第二項」に改める。
第九十五條第二項に次の一号を加える。
七 次条において準用する第八十五條第二項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録
第九十六條第一項第三号ただし書中「指定介護老人福祉施設」の下に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加える。

「第八章 複合型サービス」を「第八章 看護小規模多機能型居宅介護」に改める。
第七十條中「以下「指定複合型サービス」という。」を「（施行規則第七十條の十に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。）に改める。
第七十一條第一項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「指定複合型サービスを」を「指定看護小規模多機能型居宅介護を」に、「指定複合型サービスを」を「指定看護小規模多機能型居宅介護を」に、「指定複合型サービスを」を「指定看護小規模多機能型居宅介護を」に改め、同条第六項中「行う指定複合型サービス」を「行う指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第十項中「指定複合型サービス事業者」を「指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（以下「指定複合型サービス」という。）の事業を行う者をいう。以下同じ。）に、「複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改める。

第九十七條の見出し中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、同条中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、「指定複合型サービス事業者」の下に「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。」を加える。
第九十四條第一項中「二十五人」を「二十九人」に改め、同条第二項第一号中「十五人」の下に「登録定員が二十五人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

第九十七條第五項及び第三項中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改める。
第九十七條第六項の見出し及び同条第一項中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第二項中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第九十八條第二項第九号を削る。
第九十八條第四項中「指定複合型サービス」の下に「指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第八項第一号及び第十七項、第九十三條第一項第六号並びに第六十條第一項第三号において同じ。）」を加え、同条第八項第一号中「指定複合型サービス」の下に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加え、同条第十二項中「指定複合型サービス等基準」を「指定複合型サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定複合型サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）に改め、同条第十三項中「若しくは指定介護予防サービス等基準第九十七條第一項に規定する指定介護予防通所介護事業所」を削り、同条に次の一項を加える。

第五十三條の次に次の十條を加える。
(勤務体制の確保等)

第五十三條の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問入浴介護を提供できるよう、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護従業者によって指定介護予防訪問入浴介護を提供しなければならぬ。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)
第五十三條の三 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(揭示)
第五十三條の四 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の見やすい場所に、第五十三條に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

(秘密保持等)
第五十三條の五 指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)
第五十三條の六 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所について広告をする場合には、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)
第五十三條の七 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対価として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)
第五十三條の八 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に関し、法第二十三條の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

5 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第四十五條第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ)が行う法第七十六條第一項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。
(地域との連携)

第五十三條の九 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防訪問入浴介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)
第五十三條の十 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
(会計の区分)

第五十三條の十一 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防訪問入浴介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

第五十四條第二項第一号中「一次条において準用する第十九條第二項」を「第四十九條の十三第二項」に改め、同項第二号中「一次条において準用する第二十三條」を「第五十條の三」に改め、同項第三号中「一次条において準用する第三十四條第二項」を「第五十三條の八第二項」に改め、同項第四号中「一次条において準用する第三十五條第二項」を「第五十三條の十第二項」に改め、第五十五條を次のように改める。

第五十五條 削除
第六十條第二項中「基準該当介護予防訪問介護事業所」を「基準該当介護予防訪問入浴介護事業所」に改める。

第六十一條中「第八條から第十四條まで、第十六條から第十九條まで、第二十一條、第二十三條、第二十八條から第三十三條まで、第三十四條(第五項及び第六項を除く)及び第三十四條の二から第三十六條まで並びに」を削り、「第五十條第一項及び」を「第四十九條の九、第五十條第一項、第五十三條の八第五項及び第六項並びに」に改め、「これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防訪問入浴介護従業者」と」を削り、「第八條及び第三十條中「第二十六條」を「第四十九條の二及び第五十三條の四中「第五十三條」に、「第十九條中」を「第四十九條の十三中」に、「当該指定介護予防訪問介護」を「当該指定介護予防訪問入浴介護」に改め、「第二十一條中「法定代理受領サービス」に当該指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問介護」と」を加える。

第十九條中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」その他の設備及び備品等」とを削り、「指定訪問入浴介護」を「指定介護予防訪問入浴介護」に、「基準該当訪問入浴介護」を「基準該当介護予防訪問入浴介護」に改め、「前項」との下に、「第五十條の二

中「法定代理受領サービス」に当該指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と」を加える。

第七十三条第二項第四号中「第十九条第二項」を「第四十九条の十三第二項」に改め、同項第五号中「第二十三条」を「第五十条の三」に改め、同項第六号中「第三十四条第二項」を「第五十三

条の八第二項」に改め、同項第七号中「第三十五条第二項」を「第五十三條の十第二項」に改め、第七十四条中「第八条、第九条、第十一条から第十三条まで、第十五条から第十九条まで、第二

十一条、第二十三條、第二十八條から第三十六條まで及び第五十二條を「第四十九條の二、第四

十九條の三、第五十条の五から第四十九條の七まで、第四十九條の九から第四十九條の十二まで、

第五十条の二、第五十条の三、第五十三條の二、第五十三條の三、第五十三條の四、第五十三條の五、

から第五十三條の十一まで」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第八条及

び第三十條中「第二十六條」を「第四十九條の二及び第五十三條の四」中「第五十三條」に、「第十三

條中」を「第四十九條の七」中「第五十三條」に、「第四十九條の十二」に改め、「利用者」と

の二に、「設備及び備品等」とを加える。

第七十條を次のように改める。

第九十六條から第九十五條まで、削除

第八十條第四節中第九十九條の前に次の二條を加える。

(利用料等の受領)

第九十八條の二 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当す

る指定介護予防通所リハビリテーションを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、

当該指定介護予防通所リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護

予防通所リハビリテーション事業者が支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支

払を受けるものとする。

第九十九條の二 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しな

指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、介護予防通所リハビリテーション従業者の資

質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、現に指定介護予防通所リハビリテー

ションの提供を行っているときに利用者若しくはその家族に病状の急変が生じた場合は、速やか

に主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

第九十九條の次に次の三條を加える。

(勤務体制の確保等)

第九十九條の二 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対し適切な指定介護予

防通所リハビリテーションを提供できるよう、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごと

指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテー

ションに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテー

ションに、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所の従業者によって指定介護予防通所

リハビリテーションを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさな

い業務については、この限りでない。

指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、介護予防通所リハビリテー

ション従業者の資

質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第二百二十条の三 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用定員を超えて指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第二十條の四 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

第二百二十二条第二項第二号中「第十九条の三」に改め、同項第三号中「第二十三号」を「第五十号の三」に改め、同項第四号中「第三十四号第二項」を「第五十三号の八第二項」に改め、同項第五号中「第三十五号第二項」を「第五十三号の十第二項」に改める。

第二百二十三条中「第八条から第十三条まで、第十五条から第十七条まで、第十九条、第二十一条、第二十三条、第二十四条、第三十条、第三十一条、第三十三条から第三十六条まで、第六十七号、第六十八条及び第九十二条から第九十四条まで」を「第四十九号の七から第四十九号の七まで、第四十九号の九から第四十九号の十一まで、第四十九号の十三、第五十号の二、第五十号の三、第五十三号の四、第五十三号の五、第五十三号の七から第五十三号の十一まで及び第六十七号」に、訪問介護員等を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第八条及び第三十条中「第二十六号」を「第四十九号の二及び第五十三号の四」中「第五十三号」を「第四十九号の七」に改め、「第二百二十二条第三項中「介護予防通所介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」とを削る。

第二百二十五条第一号中「又は」を「若しくは」に、「ヤサビス担当者会議」を「又はヤサビス担当者会議若しくはリハビリテーション会議」に改め、同条第十二号中「第十号」を「第十一号」に改め、同条第十三号とし、同条第六号から第十一号までを二号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合には、第八十六条第二号から第五号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第二号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第二百三十二条第一項第二号イ及びロ中「第百四号」を「第百二十条の四」に改める。
第二百三十三号第二項中「第八号第二項から第六項まで」を「第四十九号の二第二項から第六項まで」に改める。

2 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定介護予防支援等基準第二条に規定する担当職員が、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、介護予防サービス計画において位置付けられていない指定介護予防短期入所生活介護を提供する場合であつて、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあつては、前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定介護予防短期入所生活介護を行うことができるものとする。

第三百三十九条の次に次の一条を加える。

(衛生管理等)

第三百三十九条の二 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第四百一十号第二項第二号中「第十九号第二項」を「第四十九号の十三第二項」に改め、同項第四号中「第二十三号」を「第五十号の三」に改め、同項第五号中「第三十四号第二項」を「第五十三号の八第二項」に改め、同項第六号中「第三十五号第二項」を「第五十三号の十第二項」に改める。

第四百四十二号中「第九号から第十三号まで、第十五号、第十六号、第十九号、第二十一号、第二十三号、第三十号から第三十六号まで、第五十二号、第五十三号、第五十四号、第五十五号、第五十六号、第五十七号、第五十八号、第五十九号、第六十号、第六十一号、第六十二号、第六十三号、第六十四号、第六十五号、第六十六号、第六十七号、第六十八号、第六十九号、第七十号、第七十一号、第七十二号、第七十三号、第七十四号、第七十五号、第七十六号、第七十七号、第七十八号、第七十九号、第八十号、第八十一号、第八十二号、第八十三号、第八十四号、第八十五号、第八十六号、第八十七号、第八十八号、第八十九号、第九十号、第九十一号、第九十二号、第九十三号、第九十四号、第九十五号、第九十六号、第九十七号、第九十八号、第九十九号」を「第四十九号の七から第四十九号の七まで、第四十九号の九、第四十九号の十、第四十九号の十三、第五十号の二、第五十号の三、第五十二号、第五十三号の四から第五十三号の十一、第五十三号の二及び第五十三号の四」に、「第三十号中「第二十六号」を「第五十三号の四」中「第五十三号」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第二百二十二条第三項及び第九十二条中「介護予防通所介護従業者」を「第二百二十二条の二第三項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」に改める。
第二百五十九号中「第三十七号」の下に、「第三百三十九号の二」を加え、「第二百二十二条の二」に改める。

第七百七十九号の見出し中「指定介護予防通所介護事業所等」を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」に改め、同条中「指定介護予防通所介護事業所」を削り、「をいう。」の下に「若しくは指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四号第一項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）」を加え、「指定介護予防通所介護事業所等」を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」に改める。
第八十号第四項中「指定介護予防通所介護事業所等」を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」に改め、同条第五項中「指定居宅サービス等基準第四十号の二十六に規定する基準該当短期入所生活介護をいう。以下同じ。」を削る。

「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」に改める。
第八十五号中「第九号から第十三号まで、第十六号、第十九号、第二十一号、第二十三号、第三十号から第三十三号まで、第三十四号」を「第四十九号の三から第四十九号の七まで、第四十九号の十、第四十九号の十三、第五十号の二、第五十号の三、第五十二号、第五十三号の四から第五十三号の七まで、第五十三号の八」に、「第三十四号の二から第三十六号まで、第五十二号、第二百二十二条の四、第二百五十号」を「第五十三号の九から第五十三号の十一まで、第二百二十二条の二、第二百二十二条の四」に、「第十九号中」を「第四十九号の十三」に、「指定介護予防訪問介護」を「指定介護予防訪問入浴介護」に、「第二十一号」を「第五十号の二」に、「第三十号中」を「第五十三号の二」に、「第五十三号の四」中「第五十三号」を「第五十三号」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第二百二十二条第三項中「介護予防通所介護従業者」を「第二百二十二条の二第三項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」に改め、「前項」との下に「第三百三十九号第二項中「静養室」とあるのは「静養室等」とを加える。

第八十八号第一項第四号イ中「平方メートル」の下に「以上」を加える。
第九十四号第二項第二号中「第十九号第二項」を「第四十九号の十三第二項」に改め、同項第四号中「第二十三号」を「第五十号の三」に改め、同項第五号中「第三十四号第二項」を「第五十三号の八第二項」に改め、同項第六号中「第三十五号第二項」を「第五十三号の十第二項」に改める。

第九百九十五条中「第九條から第十三條まで、第十五條、第十六條、第十九條、第二十一條、第二十三條、第三十條、第三十一條、第三十三條から第三十六條まで、第五十二條、第五十三條、第五十四條、第五十五條の三から第四十九條の七まで、第四十九條の九、第四十九條の十、第四十九條の十三、第五十條の二、第五十條の三、第五十二條、第五十三條の四、第五十三條の五、第五十三條の七から第五十三條の十一まで、第五十二條の二、第五十二條の四」に、「第三十條中「第二十六條」を「第五十三條の四中「第五十三條」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第二十二條第三項中「介護予防通所介護従業者」を「第二十一條の二第三項中「介護予防通所リハビリテーション(従業者)」に改める。
第二百五十五條第二項中「第五十五條の二第一項」を「第五十五條の二」に改める。
第二百十條中「第二十二條」を「第二十條の二」に改める。
第二百三十條第三項を削る。

第二百三十一條第一項第二号イ中「のうち要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成十一年厚生省令第五十八号。以下「認定省令」という。)第二條第一項第二号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が三又はその端数を増すことにより及び利用者のうち認定省令第二條第一項第一号に規定する要支援状態区分に該当する者」を削り、同条第二項第二号イ中「利用者」のうち認定省令第二條第一項第二号に規定する要支援状態区分に該当する者及び「を削り、利用者の数」の下に「及び利用者の数に十分の三を乗じて得た数の合計数」を加え、「並びに利用者」のうち認定省令第二條第一項第一号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が十又はその端数を増すことにより」を削る。
第二百三十四條第四項中「第八條第二項から第六項まで」を「第四十九條の二第二項から第六項まで」に改める。
第二百三十六條を次のように改める。

第二百三十六條 削除
第二百四十四條第二項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同項第六号中「第二十三條」を「第五十條の三」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号中「第三十四條第二項」を「第五十三條の八第二項」に改め、同号を同項第六号とし、同項第八号中「第三十五條第二項」を「第五十三條の十第二項」に改め、同号を同項第七号とする。
第二百四十五條中「第一條、第十二條、第二十一條、第二十三條、第三十條から第三十六條まで、第五十一條、第五十二條、第五十四條及び第五十五條」を「第四十九條の五、第四十九條の六、第五十條の二から第五十二條まで、第五十三條の四から第五十三條の十一まで、第五十二條の四及び第五十九條の二」に改め、「第三十條中」を「第二十四條」と改め、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防特定施設従業者」とを削り、「第五十一條中」を「第五十一條及び第五十三條の四中」に改め、「介護予防特定施設従業者」との下に「同条中「第五十三條」とあるのは「第二十四條」と」を加える。

第二百五十三條中「指定介護予防サービス事業者」を「事業者」に改める。
第二百五十八條第四項中「第八條第二項から第六項まで」を「第四十九條の二第二項から第六項まで」に改める。
第二百六十條第二項中「受託介護予防サービス事業者は」の下に「指定居宅サービス事業者(法第四十一條第一項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。以下「指定居宅サービス事業者」と改め、をいう。以下「)の下に、又は法第四十五條の四十五の三第一項に規定する指定事業者(次項において「指定事業者」という。)を加え、同条第三項中「指定介護予防訪問介護」を「指定訪問介護(指定居宅サービス等基準第九十二條に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。に改め、指定介護予防通所介護」を削り、「指定介護予防認知症対応型通所介護」の下に「並びに法第四十五條の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業(指定事業者により行われるものに限る。以下「指定第一号訪問事業」という)に係るサービス及び同号ロに規定する第一号通所事業(指定事業者に

より行われるものに限る。以下「指定第一号通所事業」という)に係るサービス」を加え、同条第四項中「指定介護予防訪問介護、指定介護予防訪問看護及び指定介護予防通所介護」を「次に掲げる事業」に改め、同項に次の各号を加える。
一 指定訪問介護又は指定第一号訪問事業に係るサービス
二 指定通所介護又は指定第一号通所事業(機能訓練を行う事業を含むものに限る)に係るサービス
三 指定介護予防訪問看護
第二百六十一條第二項第四号中「第二十三條」を「第五十條の三」に改め、同項第五号中「第三十三條の十第二項」に改め、同項第六号中「第三十五條第二項」を「第五十三條の十第二項」に改め、同項第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、第十号を第九号とする。
第二百六十二條中「第十一條、第十二條、第二十一條、第二十三條、第三十條から第三十六條まで、第五十一條、第五十二條、第五十四條、第五十五條」を「第四十九條の五、第四十九條の六、第五十條の二から第五十二條まで、第五十三條の四から第五十三條の十一まで、第五十二條の四、第五十三條の五、第五十三條の七から第五十三條の十一まで、第五十二條の二、第五十二條の四」に改め、「この場合において」の下に「第五十一條中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設従業者」とを加え、「第三十條中「第二十六條」を「第五十三條の四中「第五十三條」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第三十二條」を「第五十三條の六」に、「指定介護予防訪問介護従業者」を「指定介護予防訪問入浴介護事業所」に改め、「第五十一條中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設従業者」と」を削る。
第二百七十一條の見出し中「確保」の下に「並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等」を加え、同条に次の一項を加える。
2 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽に励み、指定介護予防福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。
第二百七十五條第一項第一号中「第十九條第三項」を「第四十九條の十三第二項」に改め、同項第三号中「第二十三條」を「第五十條の三」に改め、同項第四号中「第三十四條第二項」を「第五十三條の八第二項」に改め、同項第五号中「第三十五條第二項」を「第五十三條の十第二項」に改める。
第二百七十六條中「第八條から第十九條まで、第二十一條、第二十三條、第三十一條から第三十六條まで、第五十二條、第五十三條の五から第五十三條の十一まで、第五十條の二、第五十條の三、第五十二條、第五十三條の二から第五十三條の七まで、第五十三條の八」に、「第三十四條の二から第三十六條まで、第五十二條」を「第五十三條の九から第五十三條の十一まで」に、「第二十六條」を「第四十九條の二中「第五十三條」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第十條」を「第四十九條の四」に、「第三十四條第二項」を「第四十九條の八第二項」に、「第十八條」を「第四十九條の十二」に、「第十九條中」を「第四十九條の十三中」に、「指定介護予防訪問介護」を「指定介護予防訪問入浴介護」に、「第二十一條中」を「第五十條の二中」に、「第二十二條」を「第二十二條」に改める。

第二百八十八條中「第八條から第十四條まで、第十六條から第十九條まで、第二十一條、第二十三條、第三十一條から第三十三條まで、第三十四條」を「第四十九條の二から第四十九條の八まで、第四十九條の十から第四十九條の十三まで、第五十條の二、第五十條の三、第五十二條、第五十三條の五から第五十三條の七まで、第五十三條の八」に、「第三十四條の二から第三十六條まで、第五十二條」を「第五十三條の九から第五十三條の十一まで」に、「第二十六條」を「第四十九條の二中「第五十三條」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第十條」を「第四十九條の四」に、「第三十四條第二項」を「第四十九條の八第二項」に、「第十八條」を「第四十九條の十二」に、「第十九條中」を「第四十九條の十三中」に、「指定介護予防訪問介護」を「指定介護予防訪問入浴介護」に、「第二十一條中」を「第五十條の二中」に、「第二十二條」を「第二十二條」に改める。

第二百八十八条第二項第二号中「第二十三条」を「第五十条の三」に改め、同項第三号中「第三十四条第二項」を「第五十三條の八第二項」に改め、同項第四号中「第三十五条第二項」を「第五十三條の九」に改める。

第二百八十九条中「第八條から第十四條まで、第十六條から第十八條まで、第二十三條、第二十九條、第三十一條から第三十六條まで、第五十二條、第百二條第一項及び第二項」を「第四十九條の二から第四十九條の八まで、第四十九條の十から第四十九條の十二まで、第五十條の三、第五十二條、第五十三條の三、第五十三條の五から第五十三條の十一まで、第百二十條の二第一項及び第二項、第五十三條の二、第二十六條」を「第四十九條の二中「第五十三條の二」に「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に「第十條」を「第四十九條の四」に「第二十四條第二項」を「第四十九條の八第二項」に「第十八條中」を「第四十九條の十二中」に「第百二條第二項」を「第百二十條の二第二項」に改める。

附則第三條中「平成十五年厚生労働省令第二十八号」の下に「附則」を加える。

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準)

第六條 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十六号)の一部を次のように改正する。

第七條第四項中「前三項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前項ただし書の場合(単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が第一項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出るものとする。

第八條第一項中「第四十四條第六項第二号」及び「第四十四條第六項第三号」を「第四十四條第六項」に改める。

第九條第一項中「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」を「又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居(法第八條第十九項又は法第八條の二十五項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。ことに「指定地域密着型介護老人福祉施設」の下に「において」は施設」を加え、同条第二項中「第四十四條第六項第四号」を「第四十四條第六項」に改める。

第三十七條に次の一項を加える。

4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、第七條第四項の単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第一項及び第二項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第四十四條第六項中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている」を「一次の表の上欄に掲げる」に、「当該各号」を「同表の中欄」に改め、「ときは、」の下に「同表の下欄に掲げる」を加え、同項各号を削り、同項に次の表を加える。

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設(医療法人協和二十三年法律第二十五号)第七條第二項第四号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。	介護職員
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	看護師又は准看護師

第四十四條第七項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第八項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改める。

第四十五條第一項ただし書中「若しくは」を「」に改め、「を含む。」の下に「若しくは法第百十五條の四十五第一項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(同項第一号に規定する第一号介護予防支援事業を除く)」を加え、同条第三項中「指定複合型サービス事業所」の下に「指定地域密着型サービス基準第百七十三條に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。」を加える。

第四十七條第一項中「二十五人」を「二十九人」に改め、同条第二項第一号中「十五人」の下に「登録定員が二十五人を超える指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

第六十二條中「第四十四條第六項各号」を「第四十四條第六項」に改める。

第六十四條中「及び第三十一條から第三十八條まで」を「第三十一條から第三十六條まで、第三十七條(第四項を除く)及び第三十八條」に改める。

第六十五條第二項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第六十九條中「法第八條の二十七項」を「法第八條の二十五項」に改める。

第七十三條第一項に次のただし書を加える。

ただし、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他の地域の実情により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、一の事業所における共同生活住居の数を三とすることができ、

第八十五條中「第三十六條から第三十八條まで」を「第三十六條、第三十七條(第四項を除く。)、第三十八條」に改める。

(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正)

第七條 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十七号)の一部を次のように改正する。

第九條中「又は」を「及び」に、「若しくは」を「又は」に改める。

第十二條第一号中「第百四十條の六十六第五項」を「第百四十條の六十六第一号ロ(2)」に改める。

第二十八條第二項第一号中「第三十條第十三号」を「第三十條第十四号」に改め、同項第二号中「第三十條第十四号」を「第三十條第十五号」に改め、同号亦中「第三十條第十五号」を「第三十條第十六号」に改める。

第三十條第十四号を「第三十條第十五号」に改め、同号亦中「第三十條第十五号」を「第三十條第十六号」に改める。

第三十条中第二十六号を第二十七号とし、第十八号から第二十五号までを一号ずつ繰り下げ、同条第十七号中「第十二号」を「第十三号」に、「第十三号」を「第十四号」に改め、同条第十八号とし、同条第十六号を第十七号とし、同条第十五号中「指定介護予防通所介護事業所（指定介護予防サービス等基準第九十七条第一項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう）」又は「一を削り、同条を同条第十六号とし、同条第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、同条第十二号中「介護予防訪問介護計画（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下指定介護予防サービス等基準と称す）」第三十九条第二号に規定する介護予防訪問介護計画をいう）」を「介護予防訪問看護計画書」とし、「二」を削り、同条第二号に規定する介護予防訪問看護計画書をいう。次号において同じ。」等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。

第三十条に次の一号を加える。

二十八 指定介護予防支援事業者は、法第五十五条の四十八第四項の規定に基づき、同条第一項に規定する会議から、同条第二項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

第八八条 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第二十条第六項及び第七項中「若しくは作業療法士」を「作業療法士若しくは言語聴覚士」に改める。

第二十四条の二第五号中「第三十六条第二項」を「第三十六条第三項」に改める。

第四十一条第二項第二号に次のただし書を加える。

ただし、ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設又はユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設の場合は、機能訓練室は四十平方メートル以上の面積を有し、必要な器械・器具を備えること。

第四十一条第四項第二号ただし書を削る。

第五十条中「第三十六条第二項」を「第三十六条第三項」に改める。

（健康保険法等の一部を改正する法律附則第三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第九九条 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第五十条第一項中「生活機能訓練室」を「生活機能回復訓練室」に改める。

第二十三条の二第四号及び第五十号中「第三十四条第二項」を「第三十四条第三項」に改める。

（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正）

第十条 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第五十六条第十二項中「若しくは指定介護予防サービス等基準第九十七条第一項に規定する指定介護予防通所介護事業所」を削り、同条第十四項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条に次の一項を加える。

第三十条中第二十六号を第二十七号とし、第十八号から第二十五号までを一号ずつ繰り下げ、同条第十七号中「第十二号」を「第十三号」に、「第十三号」を「第十四号」に改め、同条第十八号とし、同条第十六号を第十七号とし、同条第十五号中「指定介護予防通所介護事業所（指定介護予防サービス等基準第九十七条第一項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう）」又は「一を削り、同条を同条第十六号とし、同条第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、同条第十二号中「介護予防訪問介護計画（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下指定介護予防サービス等基準と称す）」第三十九条第二号に規定する介護予防訪問介護計画をいう）」を「介護予防訪問看護計画書」とし、「二」を削り、同条第二号に規定する介護予防訪問看護計画書をいう。次号において同じ。」等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。

第三十条に次の一号を加える。

二十八 指定介護予防支援事業者は、法第五十五条の四十八第四項の規定に基づき、同条第一項に規定する会議から、同条第二項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

第八八条 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第二十条第六項及び第七項中「若しくは作業療法士」を「作業療法士若しくは言語聴覚士」に改める。

第二十四条の二第五号中「第三十六条第二項」を「第三十六条第三項」に改める。

第四十一条第二項第二号に次のただし書を加える。

ただし、ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設又はユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設の場合は、機能訓練室は四十平方メートル以上の面積を有し、必要な器械・器具を備えること。

第四十一条第四項第二号ただし書を削る。

第五十条中「第三十六条第二項」を「第三十六条第三項」に改める。

（健康保険法等の一部を改正する法律附則第三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第九九条 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第五十条第一項中「生活機能訓練室」を「生活機能回復訓練室」に改める。

第二十三条の二第四号及び第五十号中「第三十四条第二項」を「第三十四条第三項」に改める。

（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正）

第十条 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第五十六条第十二項中「若しくは指定介護予防サービス等基準第九十七条第一項に規定する指定介護予防通所介護事業所」を削り、同条第十四項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条に次の一項を加える。

第三十条中第二十六号を第二十七号とし、第十八号から第二十五号までを一号ずつ繰り下げ、同条第十七号中「第十二号」を「第十三号」に、「第十三号」を「第十四号」に改め、同条第十八号とし、同条第十六号を第十七号とし、同条第十五号中「指定介護予防通所介護事業所（指定介護予防サービス等基準第九十七条第一項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう）」又は「一を削り、同条を同条第十六号とし、同条第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、同条第十二号中「介護予防訪問介護計画（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下指定介護予防サービス等基準と称す）」第三十九条第二号に規定する介護予防訪問介護計画をいう）」を「介護予防訪問看護計画書」とし、「二」を削り、同条第二号に規定する介護予防訪問看護計画書をいう。次号において同じ。」等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。

第三十条に次の一号を加える。

二十八 指定介護予防支援事業者は、法第五十五条の四十八第四項の規定に基づき、同条第一項に規定する会議から、同条第二項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

第八八条 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第二十条第六項及び第七項中「若しくは作業療法士」を「作業療法士若しくは言語聴覚士」に改める。

第二十四条の二第五号中「第三十六条第二項」を「第三十六条第三項」に改める。

第四十一条第二項第二号に次のただし書を加える。

ただし、ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設又はユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設の場合は、機能訓練室は四十平方メートル以上の面積を有し、必要な器械・器具を備えること。

第四十一条第四項第二号ただし書を削る。

第五十条中「第三十六条第二項」を「第三十六条第三項」に改める。

（健康保険法等の一部を改正する法律附則第三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第九九条 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第五十条第一項中「生活機能訓練室」を「生活機能回復訓練室」に改める。

第二十三条の二第四号及び第五十号中「第三十四条第二項」を「第三十四条第三項」に改める。

（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正）

第十条 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第五十六条第十二項中「若しくは指定介護予防サービス等基準第九十七条第一項に規定する指定介護予防通所介護事業所」を削り、同条第十四項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条に次の一項を加える。

15 第一項第二号の医師及び同項第七号の調理員、事務員その他の職員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である地域密着型特別養護老人ホームであつて、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を雇わない場合にあつては、当該地域密着型特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。

（老人福祉法施行規則の一部改正）

第一条 老人福祉法施行規則（昭和三十八年厚生省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の六の二中「提供されるサービス」の下に「介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第十七条の十に規定する看護小規模多機能型居宅介護をいう。」を加える。

第一条の六の三中「平成十一年厚生省令第三十六号」を削る。

（厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）

第十二条 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の表一指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）の項中「第四十条の二第二項」を「第四十条の三第二項」に改め、「第四百四十条の二五」及び「第四百五十五号の二五」及び「二及び介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第六十四条第三号に規定する書類」を削り、同表指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）の項を次のように改める。

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）

第七十三条第二項の規定による介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の保存

第八十三条第二項の規定による介護予防訪問リハビリテーション計画の保存

第九十二条第二項の規定による介護予防通所リハビリテーション計画の保存

第九十四条第二項（第九十号において準用する場合を含む。）の規定による介護予防短期入所療養介護計画書の保存

第九十九条第二項（第九十号において準用する場合を含む。）の規定による介護予防短期入所療養介護計画書の保存

第二百四十四条第二項及び第二百六十一条第二項の規定による介護予防特定施設サービス計画の保存

別表第一の表一指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）の項中「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改める。

別表第二指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の項中、「第四百四十条の二五」及び「第四百五十五号の二五」を削り、同表指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の項を次のように改める。

第七十六号第二号の規定による介護予防訪問看護計画書の作成

第七十七号第十一号の規定による介護予防訪問看護報告書の作成

第七十八号第二号の規定による介護予防訪問リハビリテーション計画の作成

別表第一の表一指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）の項中「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改める。

別表第二指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の項中、「第四百四十条の二五」及び「第四百五十五号の二五」を削り、同表指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の項を次のように改める。

第七十六号第二号の規定による介護予防訪問看護計画書の作成

第七十七号第十一号の規定による介護予防訪問看護報告書の作成

第七十八号第二号の規定による介護予防訪問リハビリテーション計画の作成

第百二十五条第二号の規定による介護予防通所リハビリテーション計画の作成	第百四十四条第二号(第百六十四条及び第百八十五条において準用する場合を含む)の規定による介護予防短期入所生活介護計画の作成	第百九十七条第二号(第百二十五条において準用する場合を含む)の規定による介護予防短期入所療養介護計画の作成	第百四十七条第二号(第百六十四条において準用する場合を含む)の規定による介護予防特定施設サ―ビス計画の作成
-------------------------------------	---	---	---

別表第二指定地域密着型サ―ビスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の項中「複合型サ―ビス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に、「複合型サ―ビス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改める。

別表第四介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)の項を削り、指定居宅サ―ビス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の項中「第百四十四条の二十五」及び「及び第百五十五条の二十三」を削り、同表指定介護サ―ビス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護サ―ビス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の項を次のように改める。

指定介護サ―ビス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護サ―ビス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第七十六条第二号の規定による介護予防訪問看護計画書の提出	第七十六条第五号の規定による介護予防訪問看護計画書の交付	第八十五条第五号の規定による介護予防訪問リハビリテーション計画の交付	第百二十五条第五号の規定による介護予防通所リハビリテーション計画の交付	第百四十四条第五号(第百六十四条及び第百八十五条において準用する場合を含む)の規定による介護予防短期入所生活介護計画の交付	第百九十七条第五号(第百二十五条において準用する場合を含む)の規定による介護予防短期入所療養介護計画の交付	第百四十七条第四号(第百六十四条において準用する場合を含む)の規定による介護予防特定施設サ―ビス計画の交付
--	------------------------------	------------------------------	------------------------------------	-------------------------------------	---	---	---

別表第四指定地域密着型サ―ビスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の項中「複合型サ―ビス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に、「複合型サ―ビス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

第二条 介護予防訪問介護に関する経過措置

一 第二条の規定による改正前の指定地域密着型サ―ビスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(以下「旧指定居宅サ―ビス等基準」という。)(第五十二条第二項及び第五項、第七十二条第二項、第四十条第三項並びに第四十二条第二項の規定

二 第三条の規定による改正前の指定地域密着型サ―ビスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(以下「旧地域密着型サ―ビス基準」という。)(第三条の四第二項の規定

三 第五条の規定による改正前の指定介護サ―ビス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護サ―ビス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(以下「旧介護サ―ビス等基準」という。)(第一条及び第四条から第四十五条までの規定

四 第十二条の規定による改正前の厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令(以下「旧情報通信技術利用省令」という。)(の規定(介護予防訪問介護計画に係る部分に限る。)

第三条 前条第三号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧介護サ―ビス等基準第五十二条第二項及び第五項並びに第七十二条第二項の規定は、旧指定介護サ―ビス等の事業を行う者が介護保険法第百五十五条の四十五第一項第一号に規定する第一号訪問事業(旧指定介護サ―ビス訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る)に係る指定事業者の指定を併せて受けている場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧介護サ―ビス等基準の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五十二条第二項	指定訪問介護事業者(指定居宅サ―ビス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号)以下「指定居宅サ―ビス等基準」という。)(第五十二条第一項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。)	当該第一号訪問事業
指定訪問介護(指定居宅サ―ビス等基準第四条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。)	指定訪問介護又は指定訪問事業	指定介護サ―ビス訪問介護又は当該第一号訪問事業

第五條第五項	指定訪問介護事業者	第二項に規定する第一号訪問事業に係る指定事業者
	指定訪問介護の事業	当該第一号訪問事業
	指定居宅サービス等基準第五條第一項から第四項までに規定する	市町村の定める当該第一号訪問事業の
第七條第二項	指定訪問介護事業者	第五條第二項に規定する第一号訪問事業に係る指定事業者
	指定訪問介護の事業	当該第一号訪問事業
	指定居宅サービス等基準第七條第一項に規定する	市町村の定める当該第一号訪問事業の

2
 前条第三号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧介護予防サービス等基準第四十一條第三項及び第四十三條第二項の規定は、旧基準該当介護予防訪問介護の事業と介護保険法第一百五條の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（旧基準該当介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）を同一の事業所において一体的に運営している場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧介護予防サービス等基準の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四十一條第三項	基準該当訪問介護（指定居宅サービス等基準第四十條第一項に規定する基準該当訪問介護をいう。以下同じ。）の事業	法第一百五條の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（基準該当介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）
第四十二條第二項	同項及び同條第二項に規定する	市町村の定める当該第一号訪問事業の
第四十三條第二項	基準該当訪問介護の事業	第四十一條第三項に規定する第一号訪問事業
	指定居宅サービス等基準第四十條第一項に規定する	市町村の定める当該第一号訪問事業の

(介護予防通所介護に関する経過措置)
 第四條 旧法第五十三條第一項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第八條の二第七項に規定する介護予防通所介護（以下「旧指定介護予防通所介護」という。）又は法第五十四條第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第八條の二第七項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービス（以下「旧基準該当介護予防通所介護」という。）については、次に掲げる規定はなおその効力を有する。
 一 旧指定居宅サービス等基準第九十三條第一項第三号及び第八項、第九十五條第四項、第百六條第一項第三号及び第七項並びに第百八條第四項の規定
 二 旧地域密着型サービス基準第二百一十一條第十三項の規定

三 旧介護予防サービス等基準第二條、第八條から第十四條まで（第百七條及び第百十五條において準用する場合に限る）、第十五條（第百七條において準用する場合に限る）、第十六條（第百七條及び第百十五條において準用する場合に限る）、第十七條（第百七條及び第百十五條において準用する場合に限る）、第十九條（第百七條及び第百十五條において準用する場合に限る）、第二十一條（第百七條及び第百十五條において準用する場合に限る）、第二十二條（第百七條及び第百十五條において準用する場合に限る）、第二十三條（第百七條及び第百十五條において準用する場合に限る）、第二十四條（第百七條及び第百十五條において準用する場合に限る）、第三十條から第三十三條まで（第百七條及び第百十五條において準用する場合に限る）、第三十四條第一項から第四項まで（第百七條及び第百十五條において準用する場合に限る）、第三十四條の二から第三十六條まで（第百七條及び第百十五條において準用する場合に限る）、第三十四條から第百十五條まで、第百七十九條、第百八十三條第一項及び第百八十四條の規定
 四 第十條による改正前の特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号）第五十六條第十二項の規定
 五 旧情報通信技術利用令の規定（介護予防通所介護計画に係る部分に限る。）

第五條 前条第三号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧介護予防サービス等基準第九十七條第一項第三号及び第八項並びに第九十九條第四項の規定は、旧指定介護予防通所介護の事業を行う者が介護保険法第一百五條の四十五第一項第一号イに規定する第一号通所事業（旧指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受けている場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧介護予防サービス等基準の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第九十七條第一項第三号	指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準第九十三條第一項に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）の事業	法第一百五條の四十五第一項第一号イに規定する第一号通所事業（前条に規定する指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者
第九十七條第八項	指定通所介護の事業	当該第一号通所事業
	指定通所介護又は指定通所介護	指定介護予防通所介護又は当該第一号通所事業
	指定通所介護の事業	第一項第三号に規定する第一号通所事業に係る指定事業者
	指定居宅サービス等基準第九十三條第一項から第七項までに規定する	市町村の定める当該第一号通所事業の

第九十九条第四項	指定通所介護事業者 指定通所介護の事業	第九十七条第一項第三号に規定する第一号通所事業に係る指定事業者 当該第一号通所事業
	指定居宅サービス等基準第九十五条第一項から第三項までに規定する	市町村の定める当該第一号通所事業の

2 前条第三号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧介護予防サービス等基準第百二十二条第一項第三号及び第七項並びに第百十四条第四項の規定は、旧基準該当介護予防通所介護の事業と介護保険法第百十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業（旧基準該当介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）を同一の事業所において一体的に運営している場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧介護予防サービス等基準の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百十二条第一項第三号	基準該当通所介護（指定居宅サービス等基準第百六条第一項に規定する基準該当通所介護をいう。以下同じ。）の事業	法第百十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業（基準該当介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）
第百十二条第七項	基準該当介護予防通所介護又は基準該当通所介護	基準該当介護予防通所介護又は当該第一号通所事業
	基準該当通所介護の事業	第一項第三号に規定する第一号通所事業
	指定居宅サービス等基準第百六条第一項から第六項までに規定する	市町村の定める当該第一号通所事業の
第百十四条第四項	基準該当通所介護の事業	第百十二条第一項第三号に規定する第一号通所事業
	指定居宅サービス等基準第百八条第一項から第三項までに規定する	市町村の定める当該第一号通所事業の

第六条 整備法附則第十三条の規定により指定を受けたものとみなされた者に係る第五条の規定による改正後の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（以下「新介護予防サービス等基準」という。）第二百六十条第二項の適用については、同項中「指定事業者」とあるのは「指定事業者（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）附則第十三条の規定により指定を受けたものとみなされた者を含む）」とする。

2 新介護予防サービス等基準第二百六十条第二項の規定により旧指定介護予防訪問介護を行う事業者及び旧指定介護予防通所介護を行う事業者が受託介護予防サービス事業者となる場合、同条第三項中「指定通所介護をいう。以下同じ。」とあるのは「指定通所介護をいう。以下同じ。、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）附則第十三条又は第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第五条による改正前の法（以下「旧法」という。）第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス（以下この項において「旧指定介護予防サービス」という。）に該当する旧法第八条の第二項に規定する介護予防訪問介護（次項において「指定介護予防訪問介護」という。）と、「指定介護予防訪問リハビリテーション」とあるのは「指定介護予防訪問リハビリテーション、旧指定介護予防サービスに該当する介護予防通所介護（次項において「指定介護予防通所介護」という。）と、同条第四項第一号中「指定訪問介護」とあるのは「指定訪問介護若しくは指定介護予防訪問介護」と、同項第二号中「指定通所介護」とあるのは「指定通所介護若しくは指定介護予防通所介護」とする。

○厚生労働省令第五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第三十条第二項及び構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第三十四条の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準及び厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令の一部を改正する省令のように定める。

平成二十七年一月十六日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正
 第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）の一部を次のように改正する。

第九十四条の二の見出し中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条各号列記以外の部分中「（以下同じ。）が」を「（第百二十五条の二第二号において同じ。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第百七十一條第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。第百二十五条の二第二号において同じ。）が」に改め、「指定小規模多機能型居宅介護をいう。」の下に「（第百二十五条の二第二号において同じ。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第百七十一條に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。第百二十五条の二第二号において同じ。）を」と、「通いサービス（指定地域密着型サービス基準第六十三條第一項）の下に「又は第百七十一條第一項を加え（以下同じ。）を基準該当生活介護事業所を」と又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第百七十一條第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅